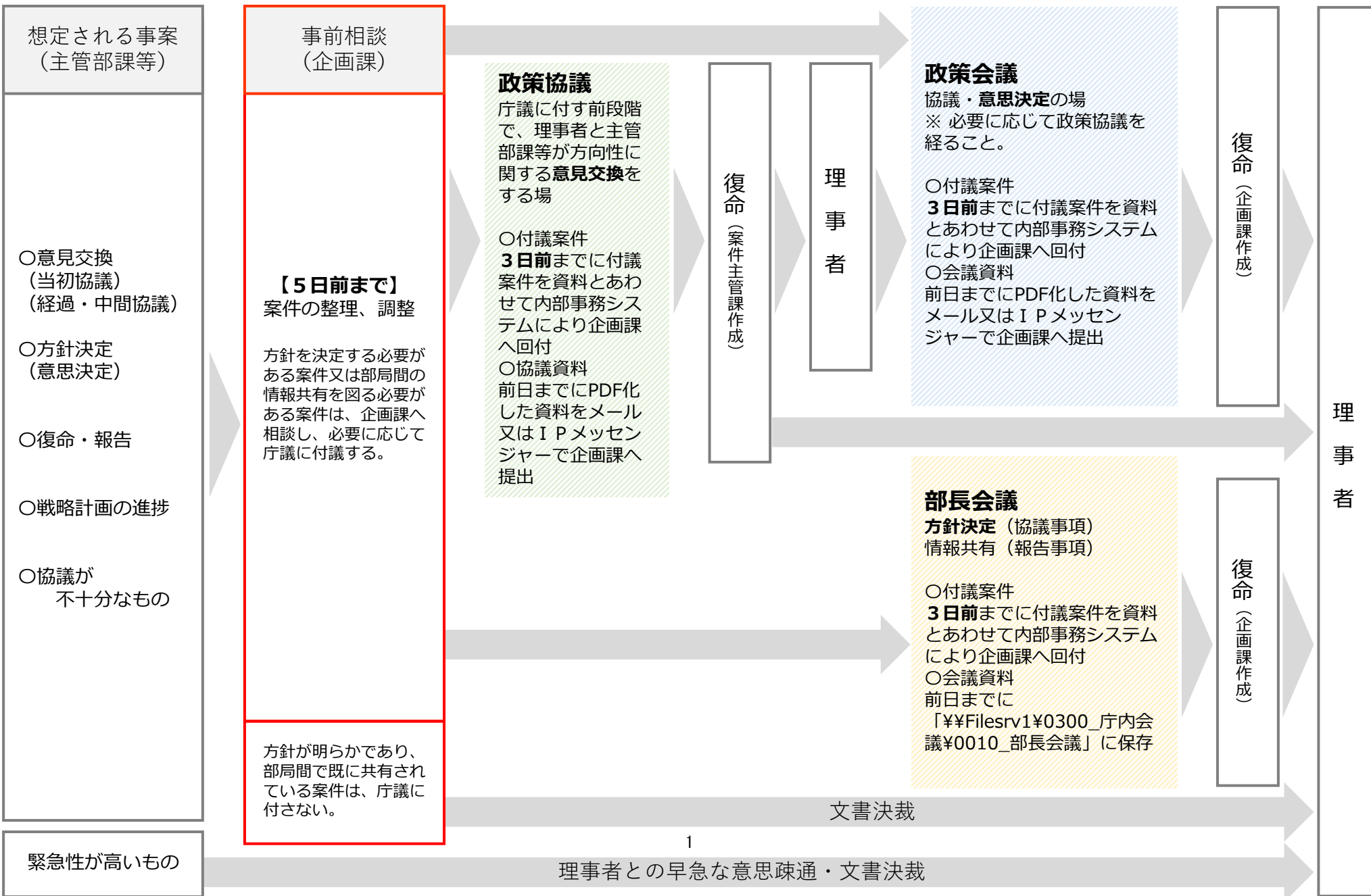


市政経営の重要施策に係る意思決定フロー

令和8年4月2日部長会議 資料No.4



政策会議・政策協議 付議手順

令和8年4月2日部長会議 資料No.4

	5日前	4日前	3日前	2日前	1日前	当日	会議後
内部事務システムにより付議案件回付	主管部局						
企画部内容確認	企画課						
資料No.及び当日スケジュール連絡				企画課			
PDF化した資料をメール又はIPメッセージで企画課へ提出				主管部局			
資料保存					企画課		
会議結果をふまえて起案							主管部局
会議記録作成 ※市長決裁（財政課・企画課・秘書課回付）							政策会議 企画課 政策協議 主管部局

➤ 緊急を要する案件は、適宜対応

➤ 4日前以降に付議案件が生じた場合、案件の主管部局長と企画部長が協議

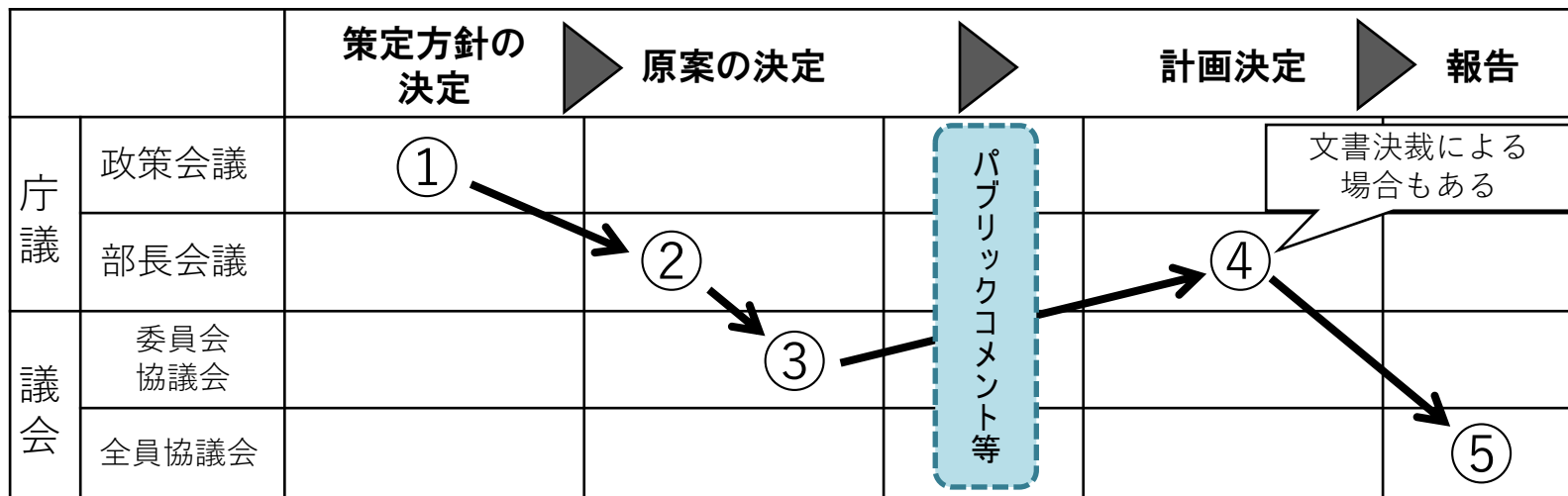
部長会議 付議手順

	5日前	4日前	3日前	2日前	1日前	当日	会議後
内部事務システムにより付議案件回付	主管部局						
企画部内容確認	企画課						
資料No.及び当日スケジュール連絡				企画課			
PDF化した資料を ¥¥Filesrv1¥0300_庁内会議¥0010_部長会議へ保存				主管部局			
会議結果をふまえて起案							主管部局
会議記録作成							企画課

➢ 緊急を要する案件は、適宜対応

➢ 4日前以降に付議案件が生じた場合、案件の主管部局長と企画部長が協議

市民の意見公募を経て策定する各種計画は、原則として以下の手順により庁議への付議、議会報告を行ってください。



① 関係団体、関係部局と協議したうえで策定方針を政策会議に諮り決定する。

② ①で決定した方針に沿って原案を作成し、部長会議に付議する。

③ ②の協議結果を踏まえて原案を決定し、委員会協議会で報告する。

＜パブリックコメント等により広く市民の意見を募集する＞

※ 実施にあたり、総務文書課、広報ブランド推進課、企画課への合議が必要
詳細は「飯田市市民意見公募制度実施要綱」参照

④ 市民意見公募の内容を踏まえて修正を加え、部長会議で決定する。

※ ただし、原案から大きな変更が無い場合は文書決裁によることも可とする。

⑤ 部長会議で決定した計画を全員協議会（議案を除く）で報告する。

なお、説明は計画の概要版資料にて行う。

＜庁議資料作成のポイント＞

- ① 趣旨（何を決定したいか）
※ ラインボックスで囲むなど、分かりやすく表現してください
- ② 課題・論点
（現状の課題は何か、何が変わるか）
- ③ 関係部局・関係団体との調整状況
（関係部局との協議の状況と内容）
- ④ スケジュール（決定後、どう進めるか）
※ 特に議会対応スケジュールを記載してください

※ 全員協議会配付資料：電子文書に移行したため、全体版と概要版を全員が閲覧する。
全体版内容が概要版と同程度の計画については全体版を配付し、概要版の作成は不要

○各種計画の策定について、これによらない場合も考えられるため、不明な場合は企画課へ相談してください。

※策定後の最新計画のPDFデータを¥¥Filesrv1¥0200_共有事業¥1005_各種計画（PDF）に保存してください。

庁内会議及び市議会協議会等に関する資料の作成について

企画部企画課

1 庁内会議資料について

(1) 提出資料等

会議の種類	部数	案件報告期限	資料提出期限	統一記載方法 (資料右上への記載)
部長会議	データ	5日前	3日前	会議日 部長会議資料No.
政策会議	データ	5日前	3日前	会議日 政策会議資料No.
政策協議	データ	5日前	3日前	会議日 政策協議資料No.
主管課長会議	データ	5日前 担当へ報告	3日前	会議日 主管課長会議資料No.
部課長会議	データ	3日前 担当へ報告	1日前	会議日 部課長会議資料No.

※ 資料提出期限は平日ベースとして当日を含めずに算定してください。

(2) 資料の体裁

- 資料データは原則PDFデータでご提出ください。紙の資料を用いて説明される場合は、A4版を基本としますが、やむを得ずA3版を使用する場合はA4版に折ってください。
- 資料右上に、会議日、会議名、資料No.（上記参照）を記載してください。
- 資料No.は、企画課から送信するメールを確認し、指定の番号を記載してください。なお、会議の資料No.等のメールは、個人アドレス宛に送信します。
- 資料が複数となる場合は、各資料のナンバーに枝番を付してください。
例：令和●年●月●日 部長会議資料No.2-1、2-2

(3) 庁議資料作成について

- 趣旨（何を決定したいか）について、ラインボックスで囲むなど分かりやすく表現してください。
- 課題・論点（現状の課題は何か、何が変わるのか）を記載してください。
- 関係部局・関係団体との調整状況（協議の状況と内容）を記載してください。
- 決定後どのように進めるかについてのスケジュール（特に議会対応）を記載してください。

(4) その他重要事項

- 案件の主管部局が企画課へ内部事務システムにより回付してください。また、資料はPDFデータとし、添付してください。
- 部長会議資料は案件ごとに1つのPDFファイルとして、¥¥Filesrv1¥0300_庁内会議¥0010_部長会議のフォルダに保存してください。
- 庁内会議に付議を予定している案件は、上記期日に限らず、できるだけ早い段階で企画課までご相談ください。
- 庁議当日の主管部局課や関係部局課等の職員の資料は、それぞれでご準備ください。

2 市議会協議会等関係資料について

(1) 提出資料等

会議の種類	部数	案件報告期限 (起案回付)	資料提出期限	資料提出先	統一記載方法 (資料右上への記載)	
議案補足説明資料	データ 紙20	資料提出に間に合うよう起案回付	告示日の前日	議会事務局	令和●年第●回定例会 議案第○○号 補足説明資料	
全員協議会	データ 紙20	直前の部長会議 5日前	※グループウェアにて別途連絡	ファイルサーバー 議会事務局	会議日 市議会全員協議会 資料No.	
委員会協議会	データ 紙10	※グループウェアにて別途連絡	※グループウェアにて別途連絡	ファイルサーバー 議会事務局	会議日 ○○委員会協議会 資料No.	
勉強会	総務	紙11	資料提出に間に合うよう起案回付	会議2日前	議会事務局	会議日 ○○委員会協議会勉強会 資料No.
	社文	紙10				
	産建	紙10				
	全体	紙30				

(2) 資料の体裁

- 紙文書で提出の際には、A4版を基本とし、穴あけをしてください（やむを得ずA3版を使用する場合はA4版に折ってください）。
- 資料右上に、会議の種類に応じて、上記統一記載方法に基づき記載してください。
- 全員協議会と委員会協議会の資料Noは、企画課からご連絡します。指定の番号を記載してください。勉強会の資料Noは議会事務局へお問合せください。
- 資料が複数となる場合は、各資料Noに枝番を付し(例：2-1、2-2)、枝番ごとホッチキスで止め、案件ごと紐で綴ってください。
- 資料のタイトルは事前に報告いただいた案件名と整合を図ってください。

(3) その他重要事項

- 議会に提出する案件は、市長決裁を要する事項です。
- 全員協議会の報告案件の内容、委員会協議会の報告案件名は、直前の部長会議へ付議します。
- 勉強会の実施起案は、企画課合議で市長まで回付してください。復命起案は、企画課合議で副市長まで回付してください。

令和8年度 庁議等予定表

令和8年3月12日現在の日程です。今後変更となる場合があります。

月	政策会議			部長会議			行財政改革推進本部会議			備 考
	日	曜日	時 間	日	曜日	時 間	日	曜日	時 間	
4月	13	月	10:00~12:00	2	木	14:00~15:30	14	火	13:15~15:00	4/2 16:00~部課長会議 4/2 18:00~歓送迎会
	24	金	10:00~12:00	13	月	13:00~15:00				
5月	11	月	13:00~15:00	11	月	15:00~17:00	14	木	13:15~15:00	
	18	月	10:00~12:00							
6月	8	月	13:00~15:00	2	火	8:30~17:15 議会答弁打合せ	12	金	13:15~15:00	
	22	月	13:00~15:00	8	月	14:00~15:00	25	木	13:15~15:00	
				12	金	(予備日) 9:00~11:00				
7月	1	水	15:00~17:00	1	水	13:00~15:00 ※暑気払い(予定)				
	24	金	10:00~12:00							
8月	3	月	13:00~15:00	3	月	15:00~17:00	3	月	10:00~12:00	
	19	水	13:00~15:00	19	水	15:00~17:00				
9月	2	水	15:00~17:00	4	金	8:30~17:15 議会答弁打合せ	7	月	13:15~15:00	
	24	木	15:00~17:00	11	金	15:00~17:00				
10月	7	水	15:00~17:00	7	水	13:00~15:00	8	木	13:15~15:00	
	26	月	13:00~15:00							
11月	2	月	13:00~15:00	2	月	15:00~17:00	12	木	13:15~15:00	
	25	水	13:00~15:00	25	水	15:00~17:00				
				26	木	8:30~17:15 議会答弁打合せ				
12月	7	月	13:00~15:00	7	月	15:00~17:00	15	火	13:15~15:00	
	23	水	10:00~12:00							
1月	8	金	15:00~17:00	4	月	11:15~12:00 ※新年会(予定)	14	木	13:15~15:00	
	25	月	13:00~15:00	8	金	13:00~15:00				
2月	1	月	13:00~15:00	1	月	15:00~17:00	10	水	13:15~15:00	
	26	金	13:00~15:00	15	月	15:00~17:00				
3月	8	月	13:00~15:00	1	月	8:30~17:15 議会答弁打合せ	2	火	13:15~15:00	
	23	火	15:00~17:00	8	月	14:00~16:00				
				23	火	13:00~15:00				

いいだ未来デザイン2028で目指すまちの姿の実現に向けて展開する分野別計画

No.	分野別計画等の名称	部No.	部	課No.	主管課	計画策定の目的	計画、事業の概要	計画期間	策定の根拠・ 関連する国県等の計画・ 計画期間	関係する 基本目標	計画の区分	備考
8	飯田市地域DX推進 ロードマップ	2	企画部	8	デジタル推進課	いいだ未来デザイン2028後期計画の各基本目標を実現するために必要な「手段としてのデジタル技術」を検討し、実装していくための取組をまとめ、行政事務のDXと連動して地域社会のDXを推進し、いいだ未来デザイン2028が掲げる未来ビジョンの実現を目指す。	1-1 地域DX推進ロードマップ策定の趣旨 1-2 地域DX推進ロードマップの位置づけ 1-3 デジタル技術の活用による効果 1-4 デジタル実装に向けた取組方針 2-1 各基本目標におけるDXの取組 2-2 地域DX推進ロードマップ 年度ごとの取組スケジュール 3 地域DX推進ロードマップの推進体制	令和7年度～ 令和10年度 ※随時、見直し		基本目標1 基本目標2 基本目標3 基本目標4 基本目標5 基本目標6 基本目標7	任意計画	報告済
9	リニア推進ロード マップ	3	リニア推進部	11	リニア推進課	リニア開業に向けた準備を遅滞なく進めていくため、当該年度にどこでどのような事業が行われるかを具体的に示し、効果的に事業進捗に取り組むため策定する。	リニア中央新幹線開業を見据えた3つの分野で構成 1. リニア本線工事 2. リニア駅前広場整備 3. リニア関連道路事業	単年度（年度毎更新）	・南信州広域連合リニア将来ビジョン ・国土形成計画 ・スーパー・メガリージョン構想 ・長野県リニア活用基本構想 ・長野県リニアバレー構想 ・しあわせ信州創造プラン2.0 ・リニアの開通効果を地域振興に活かすビジョン	基本目標7	任意	報告済
13	飯田市中心間地域振 興計画	4	市民協働環境部	15	結いターン移住定住推進課	中山間地域（下久堅・上久堅・千代・龍江・三穂・上村・、南信濃）の人口減少の影響を最小限に留め、持続可能な地域づくりに向け今後10年間で重点的に取り組むことに特化した計画として定める。	・持続可能な地域づくりをめざし、「田舎へ還ろう戦略」を推進し、地域との関係性から移住・定住へつなげていくことに特化した計画 ・地域住民が抱える課題解決に向けた分野別計画との連携により取り組む。 ・地区基本構想を軸に、地区ごとに重点的に取組むテーマとの連携・支援を行う。 ○中山間地域振興の基本理念 ○基本方針 ○この計画によりめざす10年後の姿	平成31年度～ 令和10年度 ※いいだ未来デザイン2028 や関連する計画の改定、社会経済情勢の変化、地域づくりの進捗状況などに応じて見直す。	なし	基本目標1	任意	報告済

No.	分野別計画等の名称	部No.	部	課No.	主管課	計画策定の目的	計画、事業の概要	計画期間	策定の視覚・関連する国県等の計画・計画期間	関係する基本目標	計画の区分	備考
21	いいだ障がい福祉プラン2024（飯田市障害者計画・第7期飯田市障害福祉計画・第3期飯田市障害児福祉計画）	5	福祉部	20	福祉課	障がいの有無によって分け隔てられることなく、お互いに人格と個性を尊重し、支え合い、誰もが地域社会の一員として「健やかにいきいきと暮らせるまち」を目指す。また、障害福祉計画・障害児福祉計画において、令和8年度を目標年度とする成果目標及び活動指標を定め、障害福祉サービス等の提供体制を確保する。	基本的な視点 1 差別や虐待のないまちで、ともに暮らそう 2 相談しよう！利用しよう！自分の生き方を自分で決められるまち 3 ここにいたい！働きたい！出かけたがたい！ 4 ここで、一緒に成長しよう！ 5 みんなが安心して暮らせるまち	（障害者計画） 令和6年度～令和11年度 （障害福祉計画・障害児福祉計画） 令和6年度～令和8年度	（障害者計画） ・障害者基本法 ・障害者基本計画（第5次） 令和5年度～令和9年度 ・長野県障がい者プラン2024 令和6年度～令和11年度 （障害福祉計画・障害児福祉計画） ・障害者総合支援法 ・児童福祉法 ・長野県第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画 令和6年度～令和8年度	基本目標6	法定計画	
22	高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画	5	福祉部	21	長寿支援課	2040年を見据え一人ひとりが「生涯現役」をめざして、高齢者が安心して健やかに暮らせるまちづくりの推進	目標 1 健康づくり・介護予防を推進して元気な高齢者の増加 2 地域で安心して暮らしていただけるためのサービスの充実 3 地域の支え合い、つながりの体制強化 施策の柱 ① 介護予防の意識の醸成 ② 介護予防の推進 ③ 高齢者の生きがいづくり ④ 介護サービスの充実 ⑤ 地域包括ケアシステムの構築 ⑥ 多様な人材の確保 ⑦ 高齢者の権利擁護 ⑧ 認知症の方との共生 ⑨ 災害や感染対策への対応	第9期 令和6年度～令和8年度	・老人福祉法第20条の8及び介護保険法第117条 ・長野県介護保険事業支援計画 ・計画期間：令和6年度～令和8年度	基本目標6	法定計画	報告済
23	飯田市保育施設及び高齢者施設等の長寿命化計画	5	福祉部 子ども未来健康部	21	長寿支援課 保育家庭課	・公共施設マネジメント基本方針を推進するための、施設に係るトータルコストの削減、予算の平準化、老朽化施設の安全及び持続性の確保 ・少子高齢化社会に向けた、子育てニーズ及び介護ニーズに応えるための施設利用環境の整備	・財政負担の軽減を図るために、計画的かつ効果的な施設整備の実施 ・耐震性のない施設や耐用年数を経過した施設は、地域とありかたの検討をする中で施設整備の推進 ・保育施設等については、築年数が古い施設が多いため、毎年複数の施設改修の検討 ・高齢者施設等については、原則として毎年1施設ずつ施設改修の検討	令和4年度～令和23年度 （5年を目安に見直し）	・飯田市公共施設総合管理計画 ・計画期間：平成28年度～令和7年度	基本目標2 基本目標6	努力義務	報告済
29	地域経済活性化プログラム	6	産業経済部	25	産業振興課	地域の産業や経済を分析し、外貨を稼ぎ、地域内で循環させ地域経済の活性化を図ることができるよう、産業界をはじめ金融機関や行政等との連携により、地域全体で取り組む。	地域経済の現状を分析し、経済分野における基本目標を実現するため、各産業分野が目指す方向性を確認し、飯田市の産業振興における戦略的な事業などをまとめた1年間の実行計画	平成18年～（毎年策定）		基本目標5	任意	報告済

No.	分野別計画等の名称	部No.	部	課No.	主管課	計画策定の目的	計画、事業の概要	計画期間	策定の根拠・関連する国県等の計画・計画期間	関係する基本目標	計画の区分	備考
32	林道橋梁保全整備計画	6	産業経済部	27	林務課	飯田市が管理する林道の橋りょうについて、林道通行の安全を確保するうえで定期的な点検診断と計画的な修繕・更新を実施するため、そのコスト縮減と予算の平準化を図る。インフラ長寿命化計画の個別施設別長寿命化計画に位置付ける。	<ul style="list-style-type: none"> 林道の橋りょうについて、計画的な維持管理の方針や長寿命化対策を進めるための計画 飯田市が管理する橋梁を点検した結果、経年変化ありと判断された橋梁113橋を計画の対象とし、計画期間を5年間延長し長寿命化対策を実施する。 随時点検を繰り返し、その都度見直す。 	平成27年度～ ※随時必要に応じて見直し	<ul style="list-style-type: none"> インフラ長寿命化基本計画 インフラ長寿命化計画(行動計画)(林野庁) 	基本目標5	法定計画	報告済
42	飯田市土地利用基本方針(都市計画マスタープラン)	7	建設部	33	地域計画課	市全域および各地域の将来像とその実現に向けた土地利用の方針を定めることにより、まちづくり・地域づくりの方向性を明らかにするとともに、市民と市が当面の目指すべき姿を共有して、地域の特性に応じた適正かつ合理的な土地利用を推進する。	<p>都市づくりの理念及び目標のほか、次の事項を定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> 目指す都市の姿「地域の多様性をいかし、豊かな暮らしを実現する持続可能なまち」 市全域、都市計画区域内、都市計画区域外における土地利用の方針 土地利用基本計画及び地域土地利用計画 都市施設の整備方針 防災都市づくりの方針 緑、景観等の育成方針 基本方針の実現に向けた方策 <p>今後、地域土地利用方針を策定し、この基本方針の地域別方針として位置づける。</p>	<p>当初 平成19年～平成28年度</p> <p>変更後 平成19年度(2007年度)～令和10年度(2028年度)</p> <p>※随時、見直し</p>	<ul style="list-style-type: none"> 土地基本法(第11条第1項) 国土利用計画法(第8条第1項) 都市計画法(第18条の2第1項) 飯伊圏域都市計画マスタープラン(長野県) 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(区域マスタープラン)(長野県) 	基本目標7	法定計画	報告済
43	飯田都市計画	7	建設部	33	地域計画課	都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与する。	飯田市土地利用基本方針(都市計画マスタープラン)に即し、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する計画を定める。	昭和9年～ ※随時、見直し	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画法(第2章第1節) 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(区域マスタープラン)(長野県) 	基本目標7	法定計画	報告済
44	飯田市景観計画	7	建設部	33	地域計画課	飯田市土地利用基本方針に基づき、現在及び将来この地域に暮らす人々の心豊かな生活を実現する為、地域の特性と個性を活かした景観を育成する。	<ul style="list-style-type: none"> 景観の育成に関する基本指針及び基本方針(地域主体の景観の育成、地域景観計画の策定支援等) 景観育成特定地区の指定等の方針、行為の制限に関する事項(景観育成基準)等、景観の育成に関する方針 まちづくり委員会その他地域の活動主体の支援、景観資産の指定等による緩やかな景観の育成等、景観の育成の方策 	平成19年度～ ※随時、見直し	<ul style="list-style-type: none"> 景観法(第8条第1項) 飯田市景観条例 飯田市土地利用基本方針 	基本目標7	法定計画	報告済

No.	分野別計画等の名称	部No.	部	課No.	主管課	計画策定の目的	計画、事業の概要	計画期間	策定の根拠・関連する国県等の計画・計画期間	関係する基本目標	計画の区分	備考
45	飯田市緑の基本計画	7	建設部	33	地域計画課	美しい緑を誇りと愛着をもって育むと共に、緑地の保全や緑化の推進を図り次世代に引き継ぐ。	<ul style="list-style-type: none"> ・緑の育成に関する基本指針及び基本方針（地域主体の緑の育成、地域緑の計画の策定支援等） ・緑地の保全及び緑化の目標 ・都市公園に関する事項、緑地保全配慮地区・緑化推進重点地区や市民緑地の指定等緑地の保全及び緑化の推進のための施策に関する事項 ・まちづくり委員会その他地域の活動主体の支援等、緑の育成の方策 ・都市計画区域外における緑、農用地等の緑、森林の緑に関する事項も含める。 	平成19年度～ ※随時、見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・都市緑地法（第4条第1項） ・飯田市緑の育成条例 ・飯田市土地利用基本方針 	基本目標7	法定計画	報告済
46	いいだ山里街づくり推進計画（飯田市版立地適正化計画）	7	建設部	33	地域計画課	国土利用計画第3次飯田市計画や飯田市土地利用基本方針に掲げる「拠点集約連携型都市構造」の実現を目指しつつ、国の立地適正化計画の適用を受ける「街」の区域について、効果的な施策や財政支援などを活用することを見据え、また飯田市全域を対象として「山」・「里」・「街」の暮らしに配慮する。	<ul style="list-style-type: none"> ・都市の現状と課題 ・立地適正化の方針 ・立地適正化計画の区域（「都市機能集積区域（都市機能誘導区域）」と「街の暮らし推進区域（居住誘導区域）」などを設定） ・拠点立地を図るべき施設（誘導施設の設定） ・立地適正化計画の施策 ・評価指標と目標値 今後、土地利用基本方針（地域土地利用方針）の検討の中で、地域拠点や拠点連携のあり方など段階的に協議を進める。	令和2～令和22年度（2040年度） ※随時、見直し	<ul style="list-style-type: none"> 都市再生特別措置法（第81条第1項） ・都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（区域マスタープラン）（長野県） ・国土利用計画第3次飯田市計画 ・市都市計画マスタープラン 	基本目標7	法定計画	報告済
47	松尾地区内水排除緊急時対応計画	7	建設部	33	地域計画課	松尾地区における内水排除の緊急時での対応の手順を定めた計画。	手順 (1) 水防倉庫への集合 (2) 祝井沢川、金色洞沢川へのポンプ配備 (3) 実働 (4) 冠水の恐れがある場合 (5) 従事者の安全・健康管理 (6) 収束 (7) その他	平成20年～ ※随時、見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・天竜川上流流域治水プロジェクト ・飯田市国土強靱化地域計画 ・飯田市地域防災計画 ・飯田市水防計画書 	基本目標2	任意	
48	飯田市準用河川改修・維持管理計画	7	建設部	34	土木課	市民に安全で安心な河川を提供することを目的として、従来の損傷発見毎の事後的な修繕や改修ではなく、河川法に基づく点検により河川の状態を把握し、損傷が軽微な段階に予防的な修繕を行うことで機能の保持・回復を図る「予防保全型維持管理」を目標に計画的な維持管理を実施する。また、定期点検結果に基づき飯田市準用河川改修・維持管理計画の見直しを随時行い、河川施設の長寿命化、ライフサイクルコストの縮減および年度毎の維持管理コストの平準化を図る。	全準用河川数 113河川 <ul style="list-style-type: none"> ・ 損傷度区分のS3（要予防保全）及びS4（要対策）の評価になる箇所を計画的に修繕する ・ S3（要予防保全）のうち、背後地がC（山林・原野）の場合は背後地への影響小と判断し、優先外とする。 対象113河川の中で早期に対策が必要な河川を実施する。	令和7年度～令和11年度 ※随時見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・インフラ長寿命化基本計画 ・飯田市公共施設等総合管理計画 ・地域防災計画 ・河川法第15条 	基本目標2	努力義務（補助金）	

No.	分野別計画等の名称	部No.	部	課No.	主管課	計画策定の目的	計画、事業の概要	計画期間	策定の視覚・関連する国庫等の計画・計画期間	関係する基本目標	計画の区分	備考
49	飯田市内排水路長寿命化修繕計画	7	建設部	34	土木課	食料生産・農村振興に不可欠な基本インフラである農業用の用排水路は、防災・減災などの公益的な役割も果たしているが、老朽化が進み施設の機能低下が課題となっている。計画的に保全管理するため、施設の点検・診断とこれに基づく補修・更新を継続的に行うストックマネジメントサイクルを確立し、予防保全型の老朽化対策を推進する。また、点検結果による維持管理・更新等においては、ライフサイクルコストの概念を基本に維持管理費を含めたトータルコストの削減を図りつつ予算を確保し、対策を実施していく。	全用排水路 295用排水路のうち、影響の大きな受益面積5ha（中山間地3ha）以上の91用排水路 L=128kmを対象とする。 ・健全度ランクS2（早急な対策を要す）及び健全度S3（対策の検討が必要）ランクと判定された箇所を計画的に補修及び改修を実施する。 ・健全度S3ランクは対象箇所のうち、評価点数の高い区間を優先して実施する。	令和5年度～令和9年度 ※随時見直し	・インフラ長寿命化基本計画 ・飯田市公共施設等総合管理計画	基本目標2	努力義務（補助金）	
50	飯田市舗装長寿命化修繕計画	7	建設部	35	維持管理課	現在の舗装の状態を把握し、データによる優先順位付を行う事で、計画的な舗装修繕の実施により目標とする管理水準の維持を図る。また、修繕データを継続的に蓄積する事で劣化予測を可能とし、計画的な工事発注や適切な工法選定による予算の平準化を図る。	路線延長117km（飯田市指定緊急輸送路A路線68km、県・市指定の緊急輸送路を補完するB路線49km） ・管理水準以下の区間で優先順位が高い路線から修繕する ・舗装修繕工事 市道1-83号中央線 市道1-10号大門今宮線 市道1-15号白山城山線 市道1-30号熊野殿岡線 市道上郷4号線	令和5年度～令和9年度 ※随時見直し	・インフラ長寿命化基本計画 ・飯田市公共施設等総合管理計画 ・道路法第42条	基本目標2	努力義務（補助金）	
51	飯田市橋梁長寿命化修繕計画	7	建設部	35	維持管理課	市民に安全で安心な道路を提供することを目的として、従来の損傷発見毎の事後的な修繕や架替ではなく、道路法に基づく定期点検（5年毎）により道路橋の状態を把握し、損傷が軽微な段階に予防的な修繕を行うことで機能の保持・回復を図る「予防保全型維持管理」を目標に計画的な維持管理を実施する。また、定期点検結果に基づき長寿命化修繕計画の見直しを随時行い、道路橋の長寿命化、ライフサイクルコストの削減および年度毎の維持管理コストの平準化を図る。	全橋梁数 943橋（橋長2.0m以上） ・健全度判定Ⅲ以上の橋梁を計画的に修繕する 対象86橋の内で通行規制による5橋を除く81橋を実施 ・定期点検を943橋実施する ・R11年度に計画改定する 健全度判定区分 Ⅰ（健全） 159橋 Ⅱ（予防保全段階） 664橋 Ⅲ（早期処置段階） 120橋 Ⅳ（緊急処置段階） 0橋	令和7年度～令和11年度 ※随時見直し	・インフラ長寿命化基本計画 ・飯田市公共施設等総合管理計画 ・道路法第42条	基本目標2	努力義務（補助金）	
52	飯田市トンネル長寿命化修繕計画	7	建設部	35	維持管理課	市民に安全で安心な道路を提供することを目的として、従来の損傷発見毎の事後的な修繕ではなく、定期点検（5年毎）によりトンネルの状態を把握し、損傷が軽微な段階に予防的な修繕を行うことで機能の保持・回復を図る「予防保全型維持管理」を目標に計画的な維持管理を実施する。また、定期点検結果に基づき長寿命化修繕計画の見直しを随時行い、トンネルの長寿命化、ライフサイクルコストの削減および年度毎の維持管理コストの平準化を図る。	トンネル数 10本 ・健全度判定Ⅲ以上のトンネルを計画的に修繕する ・R5年度に定期点検10本を実施する H30年度の健全度判定区分 Ⅰ（健全） 0本 Ⅱ（予防保全段階） 7本 Ⅲ（早期処置段階） 2本 Ⅳ（緊急処置段階） 0本 （県移管トンネル）1本	令和4年度～令和8年度 ※随時見直し	・インフラ長寿命化基本計画 ・飯田市公共施設等総合管理計画 ・道路法第42条	基本目標2	努力義務（補助金）	

No.	分野別計画等の名称	部No.	部	課No.	主管課	計画策定の目的	計画、事業の概要	計画期間	策定の根拠・関連する国県等の計画・計画期間	関係する基本目標	計画の区分	備考
53	飯田市道路附属物長寿命化修繕計画	7	建設部	35	維持管理課	市民に安全で安心な道路を提供することを目的として、従来の損傷発見毎の事後的な修繕ではなく、定期点検(5年毎)により道路附属物の状態を把握し、損傷が軽微な段階に予防的な修繕を行うことで機能の保持・回復を図る「予防保全型維持管理」を目標に計画的な維持管理を実施する。また、定期点検結果に基づき長寿命化修繕計画の見直しを随時行い、道路附属物の長寿命化、ライフサイクルコストの縮減および年度毎の維持管理コストの平準化を図る。	道路附属物数 3基(横断歩道橋1橋、ロックシェッド2基) ・予防保全的な維持管理に努める ・定期点検を3基実施する (R4横断歩道橋1基、R5ロックシェッド2基) 健全度判定区分 I(健全) 1基(H30赤石ロックシェッド) II(予防保全段階) 1基(R4稲荷坂歩道橋) III(早期処置段階) 0基 IV(緊急処置段階) 0基 (県移管ロックシェッド) 1基	令和4年度～令和8年度 ※随時見直し	・インフラ長寿命化基本計画 ・飯田市公共施設等総合管理計画 ・道路法第42条	基本目標2	努力義務(補助金)	
57	飯田市地域防災計画	8	危機管理部	38	危機管理課	災害対策基本法に基づく飯田市の防災対策における基本計画	・風水害編 ・震災対策編 ・原子力災害編 ・その他災害編 上記の項目ごとに、予防、応急対応、復興について記載	昭和37年7月の法律施行に基づき計画策定 ※随時見直し	・中央防災計画 ・県地域防災計画	基本目標1 基本目標2 基本目標3 基本目標4 基本目標5 基本目標6 基本目標7	法定計画	報告済
58	飯田市水防計画	8	危機管理部	38	危機管理課	水防法に基づく飯田市の地域にかかる河川、湖沼の洪水等の水難を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とした計画	・水防組織 ・重要水防箇所 ・予報及び警報 ・水位、雨量の観測、通報及び公表 ・気象予報等の情報収集 ・ダム、水門等の操作 ・通信連絡 ・水防施設及び輸送 ・水防活動 ・水防信号、水防標識等 ・協力及び応援 ・費用負担と公用負担 ・公務災害補償 ・公務災害補償	昭和24年6月の法律施行に基づき計画策定 ※随時見直し	・国土交通省水防計画の手引き[都道府県版](令和3年7月国土交通省水管理・国土保全局) ・国土交通省水防計画の手引き[水防管理団体版](平成27年7月国土交通省水管理・国土保全局) ・県水防計画	基本目標2	法定計画	報告済
72	史跡恒川官衙遺跡保存活用計画	14	教育委員会	54	文化財保護課	国史跡指定の「恒川官衙遺跡」を確実に保存継承するため、史跡の価値を顕在化し、その保存管理、整備・活用の基本方針、現状変更等の取扱い基準を示す。	・史跡恒川官衙遺跡の価値(本質的価値、及び以外の価値等) ・史跡の保存管理の基本方針、方法、現状変更等の取扱い ・史跡の整備・活用の基本方針 ・史跡の管理運営等	平成28年度～ ※概ね10年毎に見直し	文化財保護法	基本目標1	努力義務	

No.	分野別計画等の名称	部No.	部	課No.	主管課	計画策定の目的	計画、事業の概要	計画期間	策定の根拠・ 関連する国県等の計画・ 計画期間	関係する 基本目標	計画の区分	備考
73	史跡恒川官衙遺跡整備基本計画	14	教育委員会	54	文化財保護課	「史跡恒川官衙遺跡保存活用計画」を踏まえ、史跡恒川官衙遺跡の適切な保存と活用を図るため、史跡整備の基本的な計画を示す。	<ul style="list-style-type: none"> 史跡整備の基本方針と構想 公有地化と発掘調査 整備計画対象地のゾーニングと各エリアの整備計画 施設等の整備基本計画 	平成30年度～令和10年度 ※必要に応じて見直し	文化財保護法	基本目標 1	努力義務	
77	飯田市の公民館活動基本方針・事業計画	14	教育委員会	56	公民館	全公民館が、公民館活動を実施するうえでの基本的な理念、担う役割、重点目標などを共有し、方針に基づきながら事業等を計画、推進していくために策定する。	飯田市教育振興基本計画に掲げる教育ビジョン「地育力による未来をひらく心豊かな人づくり」の実現に向け、公民館が果たす役割、基本理念、活動の展開に関する考え方、重点目標などを定めた、公民館活動を推進するうえでの拠り所となる基本方針や事業計画。	昭和48年度～ (毎年策定)	・飯田市教育振興基本計画	基本目標 1 基本目標 2 基本目標 3	任意	